



お知らせ
国民年金保険料の
納付は「口座振替」
で前納がお得です

1年前納（4月～翌年3月分）及び6か月前納（4月～9月分・10月～翌年3月分）は、「口座振替」をご利用いただくと、納付書（現金）で前納するよりも割引額が高く、さらにお得になります。

○月々の納付も口座振替の「早割」ならお得です

口座振替による毎月納付の場合、通常の振替日は翌月末ですが、当月末振替の「早割」をご利用いただくと、保険料が割引となりお得です。

〔例〕3月中に登録をした場合

通常の口座振替(翌月末振替)	
保険料	口座振替月
3月分	↓ 4月末日
4月分	↓ 5月末日
5月分	↓ 6月末日

早割の口座振替(当月末振替)	
保険料	口座振替月
3月分	↓ 4月末日
4月分	↓ 5月末日
5月分	↓ 5月末日
6月分	↓ 6月末日

※月末が金融機関の非営業日の場合、振替日は翌営業日となります。
※早割の初回振替は原則2カ月分(前月分・当月分)となります。
また、割引は4月(当月)分以降の保険料からとなります。

《参考》平成18年度割引額

現金納付の場合	
毎月納付	割引なし
6か月前納	680円
1年前納	2,950円

口座振替の場合	
毎月納付	50円※
6か月前納	940円
1年前納	3,490円
※早割を利用した場合	

※平成19年度の割引額につきましては、変更される予定です。

○口座振替のお申し込みは：

年金手帳又は納付書、預(貯)金通帳、預(貯)金通帳のお届け印を持って、金融機関や郵便局又はお近くの社会保険事務所までお申し込みください。

なお、口座振替による1年前納及び6か月前納（4月～9月分）は、4月末日（今年）は休日のため5月1日）の引き落としとなります。

そのため、3月中に社会保険事務所まで事前登録をする必要がありますので、希望される方はお早めに直接社会保険事務所までお申し込みください。

※すでに口座振替で前納をされている方につきましては、あらためてお申し込みいただく必要はありません。

平成19年度の割引額等につきましては、お近くの社会保険事務所までお問い合わせください。

休日・時間外

年金相談のお知らせ
(2月)

○年金相談の受付時間延長
2月13日(火)は、県内4つの社会保険事務所、年金相談の受付時間を19時まで延長しています。

○第2土曜日は年金相談日
2月10日(土)は、県内4つの社会保険事務所、9時30分から16時まで年金相談を行っています。

通常より混雑も少ないので、お気軽にご利用ください。

○年金相談の予約

県内の社会保険事務所では、第2土曜日、時間外年金相談の日につきましては、1か月前から電話による予約を受け付けていますので、お気軽にご利用ください。

問い合わせ

高知西社会保険事務所
☎ 875-1717

**狂犬病予防の
対策を万全に**

昨年11月、フィリピンからの帰国後に狂犬病を発症した事例が2例ありました。日本においては、昭和33年以降、動物における狂犬病の発症は認められていませんが、世界各地で流行が続いており、侵入リスクも否定できない状況です。

万一、狂犬病が侵入した場合、飼育犬に対する免疫付与がまん延防止策として重要になると考えられますが、近年、県内全体として予防注射率が低下する傾向にあります。

日本では飼育犬の登録と毎年の狂犬病予防注射の接種が義務づけられています。必ず、町が毎年度実施する集団注射時に接種するか、動物病院で接種してください。

問い合わせ

環境課

☎ 893-1160

吾北総合支所ほけん福祉課

☎ 867-2312

本川総合支所ほけん福祉課

☎ 869-2114